

福岡県道路交通法施行細則新旧対照表

〔昭和47年4月1日〕
福岡県公安委員会規則第7号

(改正部分は、下線部分である。)

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>目次～第13条 (略)</p> <p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。</u></p> <p><u>(4)～(13)</u> (略)</p> <p>第15条～様式第78号 (略)</p> | <p>目次～第13条 (略)</p> <p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>【廃止】</p> <p><u>(3)～(12)</u> (略)</p> <p>第15条～様式第78号 (略)</p> |